

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成29年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成29年3月6日（月） 開会：午前10時 閉会：午後0時3分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第 6号 平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）のうち所管の補正予算
議案第12号 平成28年度筑西市病院事業会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算
議案第13号 第2次筑西市総合計画基本構想について
議案第14号 筑西市行政組織条例の一部改正について
議案第15号 筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第16号 筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第17号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（分割付託分）
議案第18号 筑西市下館駅前活性化促進条例の廃止について
議案第19号 筑西市土地開発基金条例の廃止について
議案第20号 筑西市税条例等の一部改正について
議案第21号 筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の全部改正について
-

4 出席委員

委員長	榎戸甲子夫君	副委員長	田中 隆徳君			
委員	仁平 正巳君	委員	尾木 恵子君	委員	箱守 茂樹君	
委員	藤川 寧子君	委員	赤城 正徳君	委員	鈴木 聡君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 大山 知美君

委員長 榎戸 甲子夫

開 会 午前10時

○委員長（榎戸甲子夫君） おはようございます。ただいまより総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

では、3月3日に本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

それでは、補正予算議案2案、市総合計画基本構想議案1案、条例議案8案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） また、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち所管の補正予算及び議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」（分割付託分）については複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決いたしたいと思っております。

初めに、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、中核病院整備部所管の補正予算について説明を願います。

それでは、業務推進課から説明を願います。

中澤業務推進課長。

○業務推進課長（中澤忠義君） 中核病院整備部業務推進課の中澤と申します。よろしくお願ひいたします。議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、中核病院整備部所管の補正予算につきましてご説明いたします。

まず、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。第3表、地方債補正、1、変更、起債の目的、新中核病院整備事業。補正前の限度額5億4,860万円を、補正後、5億2,710万円とするものでございます。これは、平成28年度病院事業会計の新中核病院整備費の確定に伴いまして、一般会計から病院事業会計に支出する補助金の財源であります合併特例債を減額するものでございます。

次に、16ページ、17ページをごらんいただきたいと思っております。歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄、筑西・桜川地域新中核病院整備事業費補助金2万4,000円の減。これは、事業費確定によりまして、県補助金の減額でございます。

次に、款22市債、項1市債、目4衛生債、節1保健衛生債、説明欄、新中核病院整備事業債2,150万円の減でございます。これは、先ほどご説明いたしました合併特例債の減額分でございます。

次に、22、23ページをごらんいただきたいと思っております。歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、新中核病院整備事業2,162万1,000円の減でございます。平成28年度病院事業会計の新中核病院整備費の確定により、一般会計から病院事業会計に支出する補助金の額を、先ほど申し上げましたように、2,162万1,000円減額しまして、16億203万9,000円から15億8,041万8,000円に減額するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(榎戸甲子夫君) 質疑を終結します。

次に、議案第12号「平成28年度筑西市病院事業会計補正予算(第2号)」のうち所管の補正予算について審査をいただきたいと存じます。

それでは、業務推進課から説明を願います。

○業務推進課長(中澤忠義君) 議案第12号「平成28年度筑西市病院事業会計補正予算(第2号)」のうち、中核病院整備部所管の補正予算につきましてご説明いたします。

第1条、平成28年度筑西市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。第2条、予算4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、補正予定額を8,612万1,000円減額いたしまして32億1,351万1,000円とします。内訳になりますが、第2項他会計補助金、補正予定額を2,162万1,000円減額いたしまして16億2,673万7,000円とします。これは、新中核病院整備に係る一般会計からの補助金の減額でございます。第3項企業債、補正予定額6,450万円減額いたしまして15億8,170万円といたします。これは、同じく病院事業債の減額でございます。

次に、継続費の補正でございます。なお、関連事業につきましては土木部の所管になります。第3条、継続費の年割額を次のとおり補正する。事業名、新中核病院整備事業。上段が補正前、下段が補正後でございます。新中核病院整備費の平成28年度支出額の確定に伴いまして、全体の年割額を補正するものがございます。まず、平成28年度は、8,612万1,000円を減額しまして、下段の補正後を31億6,211万8,000円とします。これは、病院本体工事契約額の確定などによるものでございます。平成29年度は、1億9,785万8,000円を増額し、下段の補正後を56億8,530万8,000円といたします。本年度予定しておりました雨水貯留槽工事、外周道路の造成工事を平成29年度に実施することなどによるものでございます。平成30年度は、1億1,173万7,000円を減額し、下段の補正後を29億5,394万3,000円とするものでございまして、当初外構工事として予定しておりました浄化槽工事を病院本体工事と一体で発注したことによる減となっております。

2ページをお開き願いたいと思います。第4条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を次のとおり補正する。上段が補正前、下段が補正後でございます。第2条でご説明いたしましたとおり、支出予定額が減額となっておりますので、病院事業債の本年度の限度額を下段の表のとおり6,450万円減額し、15億8,170万円とする補正をお願いするものでございます。起債の方法等につきましては、補正前と同様でございます。

次に、第5条、予算9条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を次のように改める。建設改良費補助金を2,162万1,000円減額いたしまして16億2,323万7,000円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出でございます。中核病院整備部が所管いたしますのは上段の収入でございますが、平成28年度支出額の減額に伴い、1、資本的収入を8,612万1,000円減額し、32億1,351万1,000円とするものです。内訳といたしましては、項2他会計補助金、目1他会計補助金を2,162万1,000円減額し、16億2,673万7,000円といたします。これは一般会計からの補助金でございます。うち中核病院整備部が15億8,041万8,000円となっております。項3企業

債、目1企業債を6,450万円減額し、15億8,170万円といたします。これは、新中核病院整備に係る病院事業債でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 説明も、ただ数字をこうやって変わったという、その理由がないのだよね。こうすることで数字が変わりましたとか、そうすれば質問、本当はないのです。これ補正前と補正後の問題ですが、年割で中核病院の予算額を変更してきているわけだね。

それと、平成28年度にこれを削って、平成29年度に回したわけだね。平成28年度の年度末に向けて異動が目まぐるしく始まったよね。1月に異動があって、中核病院に対してですよ。その前にあったのだ。何回かあったよね。平成28年度で予定していた工事が、水漏れの話とかいろいろ出ていますが、そういう点で何があったのだからよく説明わからないのです。急遽途中で異動が2回もあって、多くの職員を、大量と言っては語弊があるけれども、投入したわけだよ、今度。そこらのところはどういうふうに、この予算の関係で、平成28年度に予定していたものが進まないの、その額を平成29年度に送って、職員も動員したということなのだと思うのですが、それはどういうことなのでしょう。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明願います。

○業務推進課長（中澤忠義君） まず、継続費の変更部分についてご説明を申し上げます。

平成28年度に実施することとして増減があったものは4つございます。1つは、外周道路を平成29年度に実施した減額分、これは5,776万2,000円となります。そして、浄化槽工事を本体工事とあわせて発注した分として、本体工事の分として2,720万円の増額がございます。3つ目が、外構工事の雨水貯留槽工事を平成29年度に実施することとした分の減額が5,311万4,000円ございます。最後に4つ目が、設計監理委託料の減額が244万5,000円ございまして、これらをトータルしますと平成28年度予算で8,612万1,000円分の減額となります。このことにつきまして、病院事業会計の中で減額するとともに、継続費の変更をお願いしているところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、異動の話は総務部長になってしまうのだけれども、聞けないものですか。これ聞けるの。だけれども、それはどういうふうに説明したらいいのです。途中で職員の異動を2回も中核病院のほうへ、大異動だよ、早い話が。それは工期が計画どおりいってなくて、そしてこれは職員をどんどんつぎ込まなければ間に合わないという、そういうもついでこれは行われたのですか。予算との関係。今、平成29年度でやるべきものを、例えば今言ったでしょう。設計監理委託料はそれはそれとして、工事そのものが。これは、中澤さんに聞かなくてはわからないのですか。中澤さん、わかっていますか。

○業務推進課長（中澤忠義君） 担当所管部としましては、適正な人数を配置していただいているところです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 適正な人数を配置していただいたところですから、だから何で1月と2月かな、

2回続けてやっているわけだよね。適切な定期異動というのは毎年4月なのです。大概1回なのです。ところが、年度途中で1回ぐらいあってもいいとは思いますが、1月にやって、また2月にやっているのです。それはどういうふうを考えているのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員、人事に関して課長さんの立場ではお答えできかねると思うので、内容を変えていただけますか。質問。

○委員（鈴木 聡君） そういう大量に動員して、工事の関係はどうなっているのでしょうかという話、結論はそうなのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） 課長さんにはお答えづらい。ポジションからいってね。工事の進捗状況、そういう鈴木さんの質問要旨ですから、その辺お答えください、答えられれば。

○業務推進課長（中澤忠義君） 工事は土木部の所管になっておりまして、私どもは予算の増減まではお答えできるのですけれども、申しわけございません。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、相澤部長。

○中核病院整備部長（相澤一幸君） 今鈴木委員さんからのことでございますが、工事部門は土木部所管になってございますが、想定をしていなかった絞り水等が発生し、その精査をしていくということで人数が急に必要になったのかなと考えておりますが、中核病院整備部としてはソフト部門をやってございますので、あわせて増員していただけたのかなとこちらとしては喜んでいるところですが、その内容については私のほうでちょっとわかりませんが、ただ向こうは想定外のことが発生したのでふえたのかと思っております。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

これより議案第12号の採決をいたします。

議案第12号「平成28年度筑西市病院事業会計補正予算（第2号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」（分割付託分）の審査をしていきたいと存じます。

それでは、業務推進課から説明を願います。

中澤業務推進課長。

○業務推進課長（中澤忠義君） 説明させていただきます。

中核病院整備部所管の条例改正につきましては、別表第2第2項の改正でございますが、2ページの2行目からの表の改正でございます。ごらんいただきたいと思っております。筑西・桜川地域医療懇談会の会長及び委員の報酬を加えるものでございます。この懇談会は、新中核病院を拠点とした良好な地域医療体制を構築するため、必要な事項を協議いただくものでございます。

委員につきましては、真壁医師会長、真壁医師会からの推薦者、市民代表、副市長、医療監、県西総合

病院長及び筑西市民病院長を想定しているところでございます。

次に、3ページの最後、附則でございますが、この条例改正の施行期日を平成29年4月1日とするもの
でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

以上で中核病院整備部の所管について審査を終了いたします。

ここで執行部の入れかえを行います。ご苦労さまでした。

〔中核病院整備部退室。市長公室入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、市長公室所管の審査に入ります。

初めに、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、市長公室所管の補正予
算について説明を願います。

では、市民協働課からの説明を願います。

石塚市民協働課長。

○市民協働課長（石塚弘美君） 議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、
市民協働課所管の補正予算についてご説明いたします。

20ページ、21ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総
務費のうち、21ページ、中段、説明欄の一般コミュニティ助成事業でございます。負担金補助及び交付金
につきまして、当初2団体への補助を見込んでおりましたが、自治総合センターにおいて1団体のみ採
択となり、補助金の額が確定したため、不要となる250万円を減額するものがございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入に
おきまして、この財源となっておりますコミュニティ助成事業補助金について同じ額を減額するもので
ございます。一般コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターの宝くじ受託事業収入を財源とする
助成制度を活用しまして、コミュニティ活動に必要な備品等の購入のため、経費を助成しているもので
ございます。助成限度額は、1団体250万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 2団体申請して、1つ減ってしまったのだけれども、今までは2団体申請すれば
枠があったのでしょうか。これは何、急に変わってしまったのですか。

○市民協働課長（石塚弘美君） 2団体申請はしております。市で2団体まで申請できるということにな
っておりますので、私どものほうとしましては毎年2団体を申請しているのですが、自治総合センターの
ほうでの採択がここ1団体というふうになっているというのがございまして、県内の採択率を見ますと、
平成24年度、平成25年度あたりまでは85%程度採択率があったのですが、平成26年度以降、茨城県内の採

採率が60%台に下降しております。そういうことに伴いまして、筑西市の採択につきましても、2団体は申請しているのですが、採択が1団体のみというふうな状況になってございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今までの実績としては、今までは2団体あったから2団体申請してきたのだと思うのですが、今どのくらいの団体がコミュニティ補助を申請しています。話に聞くと、申請しても7年だ10年先だという話なのです。その辺の状況をちょっとお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 石塚課長。

○市民協働課長（石塚弘美君） ただいま待っている団体は20団体ございます。ということで、このまま毎年1団体しか採択にならないということになりますと、最後の希望している団体につきましては平成48年度ということになるかなと思いますが、採択率が幾らか上がればまた2団体採択になることもあろうかとは思っております。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） みんなしびれ切らしてしまっているのです。幾ら頼んでも、7年だ、10年先だ。今度は20年先の話でしょう。これは、市独自に変わった形でやれないものでしょう。協働課では、市の工夫すればそういう、例えば児童館建てるとか、そういうものについての方策はないのですか。それにかわる、室長も含めて、何かこれ10年、20年先の話。申請した人が案外自治会長とかある程度の高齢者なんかが多いのですけれども、その間にいなくなってしまう。そういうことが、ちょっと皮肉っぽい話になってしまうのだけれども、何かないですか。市の独自にこうした方法が。それとも、それにかわるものを設立するというか、そういったものどうでしょうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） では、公室長どうでしょう。

○市長公室長（谷中徳久君） ただいまのご質問にお答えします。

ものづくりファンドというのがございまして、こちら今あと2,500万円ぐらい残っていますので、こちら応募していただければと思っております。

また、先ほどの一般コミュニティの助成の件なのですが、これは1市区町村で2件を応募できるという制度でございます。2件までしか受け付けはしないということでございます。今までは2件を申請していたのですが、いつも2件申請しております。それで、2件とも通ったのです、今まで景気がよくて。今宝くじでございまして、原資が。宝くじのほうで渋い状況でございまして、今1件。これも、今言ったように、毎年申請して、2件のうち1件というふうにはなっておりません。うちのほうで県のほうに申請に行くのですが、これも一生懸命頼んでようやく1件。ですから、ゼロ件になる可能性もあります。ですから、お約束はできないのですが。

先ほど言ったお答えの中のものづくりファンド、9月の全員協議会にも議員の皆様にご説明したのですが、こちらはMINTOといって、民間都市機構のほうで5,000万円、最初平成20年度に市のほうでいただいているのですが、今10年たっても2,500万円しか利用されていませんので、あと2,500万円、平成29年度、平成30年度で使わなければ返してくれというような話も出ていますので、ぜひとも議員の皆様の手をかりて、何とかこれ利用したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員。

○委員（尾木恵子君） ちなみに、その申請内容というか、教えていただければ。

あと、どこの団体というのも差し支えなければ教えていただきたいのです。

○委員長（榎戸甲子夫君） では。

○市長公室長（谷中徳久君） 今回徳持が210万円いただきまして、中根が250万円申請しまして、先ほどのは中根自治会です。落ちたというか、250万円いただけなかったということで、そして平成29年度の申請のほうに中根ともう一件、成田自治会を申請しているところでございます。それで、この制度の中で特徴なのは、最初に2件申請しますので、どうしても210万円と250万円と460万円というのを申請します。この結果がその年の3月から4月に出ますので、でするのでその結果の後になってしまいますので、どうしてもこのような3月に補正予算を組むような結果になってしまいました。

○委員長（榎戸甲子夫君） 尾木委員、いいですか。

○委員（尾木恵子君） はい、ありがとうございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） 申請して、通ると通らないのの違い。向こうで抽せんするわけではないと思うのですよね。中身を精査すると思うのですけれども、通るような中身の指導をして、何とか頑張ってもらいたいと思いますけれども。それとも、中身によって順位が、申請のこっちの順位が変わると困るということはあるのですかね。

○委員長（榎戸甲子夫君） 室長。

○市長公室長（谷中徳久君） ただいまのご質問なのですが、こちらはうちのほうで審査をして、書類のほうを通るように指導しています。私どものほうは、今回も中根も徳持もそうなのですが、何とかしたいという気持ちで、それで課長がみずから部下と一緒に県にお願いしているわけでございます。その中で、先ほどの質問の内容で通る内容とおっしゃいましたが、その中で今回も徳持が210万円いただくのですが、その申請書の中身は変えていなくて、平成27年度、平成28年度の数字だけが変わっているだけで申請書の中身は変わりません。それで、平成27年度は通りませんでした、平成28年度で通る。ですから、もう限度枠、宝くじのコミュニティーの限度枠、これが少ないということです。ですから、皆さんが最初、うちのほうも神分自治会なのですが、一番最初にこれに気がついた人はやった。今かなり気がついてきたわけです、自治会の人。ですから応募が多くなってきたというのが現時点で、最初的时候には市区町村の応募が少なかったと。今お話にあるように、一般コミュニティーとコミュニティーセンター助成事業とか、これのほかにも8個ございます。コミュニティー事業。今回うちのほうでも国際交流のほうも取りましたが、これが7番の地域国際化、これが市民協働課でやっているのですが、あと企画課とか文化課とか窓口がある。ですから、8項目に合ったものを本来ならば申請していただければよろしいのです。でも、市民協働課が頑張って、今までは一般コミュニティーのほうを申請している状態なのです。ですから、9月にもご説明したのですが、防災安全課とか企画課とか文化課とかあるのです。そうすると別口ですので、それはまた申請できるのです。さっきの2つという枠を超えて。ですから、今回うちのほうで国際のほうもいただいたというのは、うちのほうの窓口でそれを募集した。これをやはり防災安全課とか企画課とか文化課が頑張

れば周知して、こういうコミュニティ助成がありますよということで周知してやればそちらの事業で、先ほど鈴木議員のご質問の中でもあります。そういうふうに多面的に応募していただければ助成いただける可能性は出てきます。ですから、そこら辺のところを今後徹底して、こちらは割といただけますので、本当に私のほうでは、市のお金を使わないでいただける助成ですので、これを勧めたい。それで、今回須藤市長も企画委員ということで平成29年度、いろいろな補助だの助成金をもらおうと総務部長のほうに指示しまして、各部でどこにそういうものがあるかと。市の財政以外でいただけるかというのを平成29年度に組織、委員会とかそういうので組織するかと思うのですが、そういうふうに今後取り組みをしたいというところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

以上で市長公室所管についての審査を終わります。

ここで執行部の入れかえを願います。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では次に、総務部所管の審査に入ります。

初めに、議案第14号「筑西市行政組織条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、総務課から説明を願います。

中林総務課長。

○総務課長（中林正貴君） それでは、説明させていただきます。議案第14号「筑西市行政組織条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案書のほうは、下から5行目をお願いいたします。筑西市行政組織条例の一部を次のように改正する。第3条第1号中、キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、イの次に次のように加える。「ウ 政策課題等の連絡調整に関すること」。

この改正でございますが、現在市長公室を中心に実施している各部課間との政策課題等を協議する重要政策調整会議等の業務につきまして、これまで分掌事務として表記していないことから、改めて行政組織条例第3条、市長公室の事務分掌として今回その旨を追加し、より効率的な課題解決及び総合調整に資することを目的とするための改正でございます。

附則としまして、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

質疑のしようがないよ、これでは。キをクとか、ウからカとか、イとかって内容を言っても、今回いいですよ。次回からこれに補足して、こういうことですよというもっとわかりやすく。これ、キとクとウとエって、わからないよ、これでは。次回からは、そういうことで親切なご説明を願います。

質疑を終了します。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市行政組織条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第15号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、総務課からの説明を願います。

中林総務課長。

○総務課長（中林正貴君） 説明させていただきます。議案第15号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正されたことによるものでございます。

議案書のほうでございますが、ただいま委員長よりご指摘ありましたとおり、何分改正文のため、大変込み入った表記となっていることから、要約して説明させていただきます。まず、当条例の8条の3でございますが、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について明記されているものでございまして、具体的に説明いたしますと、家族等の要介護者を介護する職員は、今まで原則深夜勤務をさせてはならないという制限がありました。今回原則としまして正規の勤務時間以外は公務の運営に支障がある場合を除いて勤務をさせてはならないとすることで、家族介護が必要な職員の環境整備の拡大を図るものとなっております。

なお、この改正は、人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成29年1月1日から適用いたします。

以上になります。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

議案第15号「筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

では次に、議案第16号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、総務課からの説明を願います。

中林総務課長。

○総務課長（中林正貴君） 説明させていただきます。議案第16号「筑西市職員の育児休業等に関する条

例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたことによるものでございまして、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和することと育児短時間勤務の取得要件を拡大するものとなっております。

議案書のほうでございしますが、これにつきましても、先ほどご指摘ありましたように、非常にこの議案書込み入った表記となっております。要約してご説明いたしたいと思っております。

主な改正点は5点ほどございます。最初に、1ページの下側の部分でございまして、第2条3号関係でございしますが、これにつきましては非常勤職員の育児休業取得要件を、現在雇用期間が2年以上であったものを1年6カ月月に拡大するものでございまして、また、そして、育児休業が承認される対象の子に特別養子縁組の監護中の子、そして養子縁組里親に委託されている子を追加するものでございまして。

次に、2ページをお願いいたします。2ページの中段ほどですか、2ページの第3条関係でございまして。こちらにつきましては、当該育休対象の子以外の子、これは次に生まれた子というふうにご理解いただければと思っております。2番目の子の育休承認によって育休を取り消された後、当該育休対象の子の再度の育休取得ができる条件として、後から育休承認された子の特別養子縁組が不成立した場合、または養育里親である職員に委託された児童の措置が解除された場合を追加するものでございまして。

次に、下のほうの第10条関係でございまして。こちらにつきましては、育児短時間勤務をしている職員が新たに育休によって育児短時間勤務を取り消された後、再度育児短時間勤務を取得できる条件に、育休承認された子の特別養子縁組が不成立した場合、または養育里親である職員に委託された児童の措置が解除された場合を追加するものでございまして。

次に、3ページに移ります。3ページの20条関係をご説明いたします。育児部分休業の承認でございしますが、これを2時間を超えない範囲とあったものにつきまして、介護するための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を追加するという、そういう改正でございまして。育児部分休業の承認は通常2時間でございしますが、そのほか介護するための時間として承認を受けた勤務がある場合はそれを含むというような、そのようなことを追加するということの改正ということでございます。

ということで、人事院勧告等を踏まえた改正を行うことで、職員の仕事と育児の両立支援に向けた環境整備を図るものでございまして。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成29年1月1日から適用いたします。

以上になります。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） まず、この条例は、非常勤職員に対するものなのかどうか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 答弁願います。

○総務課長（中林正貴君） ただいまの仁平委員さんの質問にお答えします。

非常勤職員に対するということで、この部分につきましては、最初の第2条3号関係、こちらが該当に

なります。非常勤職員の育児取得要件を拡大するというものでございまして、最初にご説明した第2条3号関係が非常勤職員の対象ということでご理解いただければと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 過去にこの、これ男性、女性職員関係ないと思いますけれども、実際に育児休業をとった実績といたしますか、資料ありますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 中林課長。

○総務課長（中林正貴君） ただいまのご質問にお答えいたします。

非常勤職員の場合は、育児休業というのは今まで実績はないところでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 実際にはほとんどないということですね、これ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 課長。

○総務課長（中林正貴君） お答えいたします。

実際には今までそのような事例はなかったところでございますが、今後の育児環境の改善を図るということでこのような改正、国の趣旨に基づきまして、当市におきましても条例を改正するものをご理解いただければと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

これより議案第16号の採決をいたします。

議案第16号「筑西市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号「筑西市下館駅前活性化促進条例の廃止について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、契約管財課からの説明を願います。

日向契約管財課長。

○契約管財課長（日向裕次君） それでは、議案第18号についてご説明申し上げます。

筑西市下館駅前活性化促進条例の廃止について。標記について次のとおり提出する。平成29年2月22日提出でございます。

筑西市下館駅前活性化促進条例を廃止する条例。筑西市下館駅前活性化促進条例は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

この筑西市下館駅前活性化促進条例は、市がスピカビルの民間への売却を進めている中で、ビルの土地及び建物に係る本市所有持ち分を取得し、管理運営を行う者に対し、スピカビルに係る当該年度に納付した固定資産税及び都市計画税に相当する額の奨励金を交付する措置を定めた条例でございます。その後スピカビルは本庁舎機能を含む複合施設として有効活用することとなり、平成27、平成28年度の2カ年度にわたる改修工事を経て、先月2月13日、新庁舎の開庁式がとり行われたところでございます。スピカビル

は、今後とも市庁舎として活用していくこととなりますので、民間への売却を前提とする条例につきましては廃止をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

では、議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「筑西市下館駅前活性化促進条例の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の所管についての審査を終わります。

執行部の入れかえを願います。あ、では、部長。

○総務部長（菊池雅裕君） 先ほど委員長のほうから議案第14号について資料が足りないというふうなご指摘がございましたので、追って議会事務局通しまして、重要政策調整会議等につきましての概要等を配付させていただきますので、よろしくお願ひします。申しわけございませんでした。

○委員長（榎戸甲子夫君） 了解しました。

では、入れかえを願います。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では次に、企画部所管の審査に入ります。

初めに、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、企画部所管の補正予算について説明を願います。

では、企画課からの説明を願います。

関口企画課長。

○企画課長（関口貴一君） 企画課長の関口と申します。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち企画課所管の補正予算について、事項別明細書にてご説明いたします。

予算書の20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、説明欄の筑西広域市町村圏事務組合参画事業（企画総務）239万3,000円の増額をお願ひするものでございます。広域市町村圏事務組合における事務局職員の人事異動等に伴う職員給与関係経費の増額による分賦金の増額補正でございます。

次に、26ページをお開き願います。款8土木費、項4都市計画費、目7公園費、ページを返していただきまして、29ページの説明欄、筑西広域市町村圏事務組合参画事業（公園）131万7,000円の減額をお願ひするものでございます。企画総務費と同様に、筑西広域市町村圏事務組合における県西総合公園職員の人事異動等に伴う職員給与関係経費の減額による分賦金の減額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、質疑を終結いたします。

次に、財政課からの説明を願います。

海老澤財政課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 財政課、海老澤です。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

同じく議案第6号で、平成28年度の筑西市一般会計補正予算で財政課所管の説明をいたします。

8ページをお開き願います。第3表の地方債補正、1、変更でございます。一番下の行になります。臨時財政対策債の起債の限度額の変更をお願いするもので、発行可能額の確定に伴い、4億120万円を減額し、13億9,880万円とするものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2の歳入でございます。款11項1目1地方交付税でございます。平成28年度の普通交付税の交付額が確定したことに伴い、2億6,457万円の補正をお願いするものでございます。

次に、16、17ページをお開き願います。款19繰入金、項2目1基金繰入金につきまして、8億5,287万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳としまして、説明欄1で財政調整基金繰入金について、今回の補正に伴う収支調整の結果、8億7,189万1,000円の減額補正をお願いするとともに、説明欄の26、土地開発基金繰入金について、今般議案第19号において上程しております土地開発基金条例の廃止に伴い、基金に属する現金1,901万7,000円を一般会計に繰り入れする補正をお願いするものでございます。

次に、款20項1目1繰越金12億689万円の増額は、前年度繰越金について精算補正をお願いするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目13臨時財政対策債でございます。地方債の補正でご説明いたしましたように、今年度の発行可能額の確定に伴い、4億120万円の減額をお願いするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄の基金管理費で財政調整基金積立金1,901万7,000円の増額をお願いするものでございます。先ほど歳入でご説明いたしました土地開発基金繰入金の歳入を受けまして、財政調整基金に積み立てするものでございます。また、福祉事業基金積立金につきましては、本年度福祉事業を目的としていただいた寄附360万4,000円を積み立てするものでございます。

次に、目14諸費、説明欄、償還金で1億2,377万5,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしまして、過年度分の国庫支出金及び県支出金の交付額の確定、精算による返還金でございます。返還金の主なものといたしましては、国庫支出金返還金では、こども課所管の平成27年度子どものための教育・保育給付費負担金返還金が5,913万8,000円、障がい福祉課所管の平成27年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金が5,426万6,000円などでございます。また、県支出金返還金では、農政課所管の平成27年

度農地集積協力金交付事業費補助金返還金52万2,000円などがございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 細かい数字のことは別にして、今度臨時財政対策債とかいろいろ、これからの財政運営だよね。合併特例債の期限も切れてくる時期にもあるし、今後の傾向を、大ざっぱでもいいですから。課長がいいですか。今後の財政運営のこれからの方向性とかいろいろ、細かいことはいいですから、大ざっぱに基本線をちょっと答弁してもらえますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 大筋の話を。

○財政課長（海老澤布美男君） ただいまの質問にご答弁いたします。

財政課、私預かっていまして、今後財政どうするのだというような考え当然でございます。毎年歳入歳出で赤字というか、歳入に対して歳出が多いということで、それを補填するために財政調整基金等で帳尻合わせ、言葉悪いのですけれども、帳尻合わせで予算を組んでいるというふうな状況で、毎年毎年危機感感じてございます。ただいま委員さんおっしゃいましたように、交付税は減ると。間違いなく減るよということ、交付税も、法人税がふえると翌年度交付税が減る。法人税が少ないと、その分の見合いで国のほうで、収入が少ないので交付税でくれるというふうな状況で裏返しの状況になっています、交付税なんかにつきましては。あと、当然合併算定替えが終わってしまうということで、それについても国のほうである程度毎年のように制度改正してくれて、幾らか救ってくれてございますけれども、将来的には当然財源不足が常態的に、今現在も常態的になっていますけれども、今後ますますひどくなるということで、それなりの事業を今後考えなくてはならないのかなと思ってございます。毎年毎年同じ事業をやると当然出てきますけれども、単発事業であれば多少考え方としては違うのかなと思ってございます。済みません、まとまらなくて。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 大分勉強になります。これは、震災なんかで10年延長どうのこうの。いつまでに切れるのです、この合併の特典は。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 合併特例債につきましては、震災の影響で10年間延長されまして、平成36年度まで活用が可能ということでございます。

あと、交付税の算定替えにつきましては、今段階的な算定替えの縮減の期間に入っていますけれども、平成32年度からは本来の交付税の一本算定ということで算定をされることになります。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 厳しくなってくるのだ。ああ、そうですか。わかりました。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第13号「第2次筑西市総合計画基本構想について」審査をしていきたいと存じます。

では、企画課、関口課長、お願いします。

○企画課長（関口貴一君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

「第2次筑西市総合計画基本構想について」、筑西市議会基本条例第14条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本議案は、現在の筑西市総合計画基本構想の期間が今年度をもって終了することから、平成29年度から平成38年度までの10年間の本市の総合的かつ計画的な行政運営の基本的な方針として、基本構想を定めたく提案するものでございます。総合計画の策定に当たりましては、筑西市総合振興審議会における審議はもとより、市民を対象にしたアンケート調査、市民参画によるちくせい未来会議、あるいはちくせい若者会議などの提言など、市民意向を取り入れた計画づくりに努めてまいりました。なお、筑西市総合振興審議会からは1月23日に答申をいただいております。

それでは、第2次筑西市総合計画基本構想の概要についてご説明いたします。まず、1ページからの第1部の序論は、現計画の検証や時代の潮流、市民の市政に対する意向など、計画策定に当たっての前提条件を整理したものでございますので、説明は省略させていただきます。

32、33ページをお開き願います。第2部の基本構想でございます。第1章は将来都市像でございます。10年先の本市が目指す将来都市像を「あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西」と定めるものでございます。若者にも高齢者にも選ばれる人が主役のまち、あらゆる世代が安心して暮らせるまちとして、人も元気、まちも元気な都市の実現を目指してまいります。

なお、「～若者よ 筑西に～」という副題には、幅広い分野で担い手として期待できる若者を呼び込むとともに、転出を抑制しまして、若者とともに未来を切り開いていきたいという思いを込めたものでございます。

続いて、次ページの34ページをお開き願います。まちづくりの基本理念では、将来都市像の実現に向けて取り組む都市づくりの基本的な考え方を掲げてございます。誰もが誇れる資源を大事にしながら、あらゆる世代の暮らしを支え、郷土愛を育む教育環境のある3つの都市づくりと、その都市づくりを支える自主自立したまちづくりの強化に総合的に取り組むという基本的な姿勢を示しております。

次に、36ページをお開き願います。第2章の人口フレームでございますが、本構想の目標年次である平成38年度の人口を10万人としてございます。本構想に基づく各種施策を着実に実施し、本市の魅力向上や移住定住人口の増加を図りながら、10万人の人口を維持していくことを掲げてございます。

次に、37ページからが第3章、土地利用構想でございます。4つの基本的な考え方のもと、拠点、土地利用、軸の適正配置により、魅力と活力にあふれたまちづくりを進めることとしております。これを図で示したものが、40ページの土地利用構想図でございます。

次に、41ページ以降の第4章、施策の大綱では、将来像の実現に向けて、4つの基本理念のもと、第2次総合計画で取り組む施策の基本となる方針を13の政策に沿って示しております。41ページの施策の大綱をごらんいただきたいと存じます。まず、基本理念1の誰もが誇れる元気未来都市づくりでは、政策1の若者が希望を持てる産業の育成と、政策2の交流・賑わいが生まれる観光まちづくりの2つの政策を位置づけしまして、政策実現のために、施策1、農業の振興から施策6、観光の振興まで6つの施策に取り組

んでまいります。基本理念2のあらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくりでは、政策3の快適に暮らせる生活基盤づくりから政策7の安心して暮らせる福祉の充実まで5つの政策を位置づけし、政策実現のために、施策7の計画的な土地利用の推進から施策26の社会保障制度の適正な運用まで20の施策に取り組んでまいります。

42ページをお開き願います。基本理念3の郷土愛を育む教育・文化都市づくりでは、政策8の確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実から政策10の歴史・文化の継承と振興まで3つの政策を位置づけし、政策実現のために、施策27、幼児教育の充実から施策33の文化・芸術の振興まで7つの施策に取り組んでまいります。

最後に、基本理念4の自主・自立したまちづくりの強化では、政策11の参画と協働で支える多様な活動の推進から政策13の効率的な行財政運営の推進まで3つの政策を位置づけし、政策実現のため、施策34の人権の尊重と男女共同参画の推進から施策41、広域連携の推進まで8つの施策に取り組んでまいります。

以上が第2次筑西市総合計画基本構想の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） まず初めに、構想ですから、具体的な施策はいずれにしても、ただ非常にマイナス的な言い方しますと希望的観測が非常に多いなと感じました。日本の人口は1億2,300万から2060年ですか、8,000万になるという国の統計的に出ているのですが、10万人を、筑西市の人口を維持していくというのは大変結構な話なのですが、そういう希望的な観測ばかりではなくて、私は施策というのは、具体的な今度計画になってくると、もちろんコンサルを頼んだのでしょうけれども、こういうことを考えた我々世代は、もう20年後、30年後は消えてなくなっているわけなのですが、日本全国、東京都以外は恐らく人口減少対策というのは進めていると思うのです。あらゆる施策。似たり寄ったりだと思うのです。減ることを抑えようとするのではなくて、減ったときどうするかということも考えていかないと、間違いなく減りますから。10万に抑えるというのは希望的観測であって、私は正直言って無理だと思います。「～若者よ 筑西に～」とかといいますけれども、いろいろなことを皆さんわかっているわけですよ、無理だということ。働く場とか、いろいろな施策も掲げてはいるけれども。

そういった中で、1つ具体的に、それ私の持論ですからいいのですが、例えば15ページにある観光入込客数の県内順位が我が筑西市は25位なのですよね。37万1,000人というふうになっていますけれども、ちょっとお聞きしたいのは、12位の下妻市。我が筑西市よりもかなり人口は半分以下だと思うのですが、なのに148万7,600人というふうに出ているのですけれども、下妻市の観光入り込み客の原点というのはどういうことなのですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 私ちょっと平成19年に県の観光物産課のほうに行かせていただきまして、そのときちょうど観光関係の統計担当していたものですから、いろいろとそのときにお聞きしているのですが、下妻市の観光入り込み客が多いというのはイベントをいろいろやっているということで、例え

ば小貝川のところのフラワーフェスティバルとか、鬼怒川のところもフラワーフェスティバルやっています。砂沼の関係でもいろいろイベントをやっているものですから、観光施設ではなくてそういったイベントの入り込み客が多いということでこういう数字になっていますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうしますと、場所や史跡ではなくてイベントの入り込み客が多いということなのですけども、ということは、厳しい言い方しますが、筑西市でも、下に書いてあるとおり、さまざまなイベントを展開していますよね。下妻市にこういうふうに、勝ち負けの話ではありませんけれども、こういうふうに差が出ているということは、今やっているイベントは大したことはないということなのですよ、つまり筑西市のイベントは。だから、それを企画、考えるのは、市民ももちろんですけども、行政のほうが牽引役となってやっていかないと、37万1,000人ではちょっと寂しいし、そのために人口減少を食いとめるということは整合性がないと思います。

それから、もう一点、答弁は結構です、私の指摘ですから。それで、24ページに市民意識調査というのがありますけれども、一般質問で石島議員も言われておりましたけれども、市民が筑西市ですばらしいと思うこと、誇りに思うことという中で、第3位に田園や平地林の緑、河川などの云々と書いてありますけれども、今現在ソーラーがどんどん、どんどん開発されていて、田園や平地林の緑なんていうのはあと10年たったらなくなっていくのではないかなということが危惧されているのです。その辺のところを堂々と、市民の意識調査ですから統計的に出したのでしょうけれども、これは10年たったら緑、平地林なくなってしまいます。

ちなみに、明野の実情をお話ししますと、昔ゴルフ場ができるなんていう話がありました明野自動車学校の西側の台地の平地林、ほとんど中ソーラーですから。ああいうふうには、もう平地林、いわゆる林というのはなくなってきてしまいますので、これもちょっと文言としては、市民の理解がないのか、あるいはコンサルが現状を把握していないと思うのですが、その点について。

○委員長（榎戸甲子夫君） 関口課長。

○企画課長（関口貴一君） こちらの市民意識調査につきましては、平成27年10月に行ったわけなのですが、このとき市民の方がこういった形で、上から3番目の自然環境については自由な認識を持っていたということなのですけども、今回基本構想の中では、土地利用構想の中でバランスがとれた土地利用という形で、当然本市のほうの農業の優良農地等ございますので、その辺とバランスをとりながら土地を活用していこうということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 私は、今度中核病院ができるということと、それから道の駅の話。ここにも構想に載っているように、いわゆる駅南と、それから養蚕地区、竹島地区の人口増に向けたゾーンなのだよ、

1つは。だから、病院ができる、道の駅ができる。養蚕地区、竹島地区の発展が望めるということは、どういう構想を、いわゆるまちづくりだね。中核病院と道の駅を核として、拠点としたまちづくり。そういうものは大体、ある程度の図は描かれているのですか。どういうふうにしていくのかという話。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 今回の基本構想の土地利用構想の中で、駅南地区ですとか養蚕地区についてはそういった、例えば駅南地区については複合機能の集積を検討するとか、中核病院について周りの環境整備を検討するというような位置づけをさせていただきましたけれども、何回も言っているかもしれませんが、構想でございますので、この後都市計画のマスタープランの見直しも予定されておりますので、その中で具体的に検討していくというようなことで考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） ただ構想をぶち上げただけなのですか、まだ。これによってこれだけの人口増が望める、そういう計算まではこれからの話ですか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 構想の中では、ここにこういうものをつくって、これで人口がどのくらいふえとか、そういう構想まではまた、構想の中では今後細かい計画になってくるということでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 坂入部長も私も筑西市の一番南に住居を構えておるのですが、下妻市と筑西市、すなわち下妻市高道祖地区と赤浜、その地区でもって地価が全然違うのです。それで、筑西市では人口10万を切りたくないと言っておりますけれども、この都市計画を筑西市では外したらどうなのですか。

それと、もう1つは、10万を守りたいのだったら、その10万を守るための特効薬は何がいいと思えますか。それ2つだけお聞きします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長、どうでしょう。

○企画部長（坂入龍一君） 都市計画につきましては、直接所管ではないので、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいと思えますけれども、下妻市の場合には、いわゆる筑西市とか結城市のような線引き、市街化区域と調整区域の線引きはやっていないのですけれども、うちのほうは線引きやっていますので、それなりにやはり土地利用は制約があります。

あと、人口10万人の特効薬というようなことといいましても、これをやれば必ずこれだけふえるというのはなかなか難しいと思えますので、この中で総合計画でも、あるいはまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも子育て支援ですとかいろいろ細かいこともやっていますので、それらを着実に少しずつ積み重ねていくことによって人口減少を少しでも歯どめをかけたいというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） それはよくわかるのですが、下妻市を見ている場合に、筑西市は本当に置いてい

かれてしまうような感じするのだ。なぜかという、私は農業をやっているから都市計画があったのはいいのですけれども、筑西市全体を見たときには、都市計画を外して10万人の人口を守りたいのだったら、とにかく工業団地を造成して、そこへ企業を持ってくるのが一番の特効薬だと思うのだ、私。そういうほかないと思うのだけれども、市長公室あたりはどう思いますか。

○委員長（榎戸甲子夫君） 特別発言を許可します。

○市長公室長（谷中徳久君） ただいまのご質問にお答えいたします。

工業団地また企業誘致、この件に関しましては、前にも尾木議員からも質問あったときに、私しどろもどろになってしまう。多弁な私がしどろもどろになってしまうというのは、工業団地とか企業誘致はやはり秘密裏にやっていますので、ここで答えするというように、はっきりお答えできない。なかなか難しい案件でございまして、いろいろ戦略でございまして、何しろ企業誘致と工業団地に関しては余り話が進まない話でございまして、公開すると相手に知られてしまいますので、これは秘密裏にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

○委員（赤城正徳君） 市長公室がそうおっしゃるのだから納得はしますけれども、工業団地の造成は、これは先行投資しておいても決して無駄ではないと思う。今病院でも道の駅でも市を挙げて一生懸命やっているのですけれども、それが採算ベースに合うまではなかなか大変だと私は思う。工業団地に先行投資は、これは損はないと。そういうことでありますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 最後は意見でいいですか。

○委員（赤城正徳君） はい、結構です。

○委員長（榎戸甲子夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、これより議案第13号の採決をいたします。

議案第13号「第2次筑西市総合計画基本構想について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで10分間の休憩を入れます。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時30分

○委員長（榎戸甲子夫君） では、再開いたします。

次に、議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、分割付託分の審査をしていきたいと存じます。

それでは、関口企画課長、説明を願います。

○企画課長（関口貴一君） 議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

非常勤特別職の報酬額を規定してございます別表第2第2項を改正するものでございます。企画課所管の改正でございますが、まち・ひと・しごと創生有識者会議の後に、2ページをお開きいただきまして、地域公共交通会議の委員の報酬を新たに加えるものでございます。地域公共交通会議につきましては、道路運送法に基づく組織として、平成19年4月1日に設置しまして、地域公共交通網形成計画の策定や地域の公共交通政策に関する調査審議などを実施してまいりましたが、地域公共交通活性化再生法の改正によりまして、まちづくり等の地域戦略と連携した地域公共交通ネットワークの構築について自治体が主体的に取り組むことが求められることになりました。このことから、今後地域公共交通政策に市が主体的にかかわっていくために、本会議の委員を市の非常勤特別職として設置するものでございます。

3ページをごらん願います。附則でございますが、施行日を平成29年4月1日とするものでございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上で、議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、説明が終了しました。

では、これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第19号「筑西市土地開発基金条例の廃止について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、海老澤財政課長、説明を願います。

○財政課長（海老澤布美男君） 議案第19号についてご説明いたします。

「筑西市土地開発基金条例の廃止について」でございます。土地開発基金については、国の通達に基づき、土地の先行取得を弾力的に行い、公共用地を円滑に取得するため、合併前の旧4市町において設置してございました。それを合併後新たに条例を制定して、運用してきたものでございます。

現在基金総額は14億円余りとなっておりますが、基金の大部分が土地として保有してございます。現金での所有は1,901万7,000円でございます。地価が大きく値上がりいたしまして、公共用地の取得が困難な時期にありましては一定の役割を果たしてまいりましたが、土地価格が安定している現在、土地の先行取得の必要性が薄れてきております。また、保有している土地についても、取得してから長期間事業化がなされていない土地がほとんどでございます。

このような中で、本市としては近年の厳しい財政状況のもとにありまして、利用見込みのない土地については売却または貸し付け等を図ることが急務となってございまして、土地開発基金の趣旨、目的に照ら

して一定の役割を終えたものと判断し、今般行財政改革推進の観点から条例を廃止しようとするものでございます。

なお、基金の廃止に伴い、基金が保有する土地につきましては、長期間利用見込みのないものにつきましては積極的な売却や希望者への貸し付けを図ってまいりたいと考えてございます。また、現金につきましては、今般議案第6号の一般会計補正予算において一般会計に繰り入れし、財政調整基金に積み立てしていく予定となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この14億円の土地所有して、それをこれから売却、貸し付けするのだと。どういうふうに、その方向性がよく……ただ売却、貸し付けではちょっとよくわからない。

○委員長（榎戸甲子夫君） 説明を願います。

○財政課長（海老澤布美男君） 今現在、土地開発基金という名前で見ると金というふうな言葉になってはいますけれども、実際問題はほとんどが土地として持っている。購入したときの土地の価格プラス保証金等多少入っていますけれども、それらを基金というふうな形でのってございますけれども、現在、例えばの話で、まだ事業化が進んでいない文化村とか、文化村構想ということで生涯学習センターの近くにあった土地、そういうものが基金になってございます。

あと、例えば明野地区でいうと豚舎の跡地も、1ヘクタールちょっと超えると思うのですが、そういう土地を持っていると。そういったものの土地が使う予定がないというふうなこと。あと、明野地区で今回学校給食センターの南側の土地でございますけれども、そこなんか半分は給食センターの敷地として使っていますけれども、南の半分は使っていなかったと。ずっとそのまま買ったまま持っていたというふうなことで、それらを有効活用ということで売却して、民間の方に使ってもらって、固定資産税も当然納めてもらうというふうなことで、利活用ができるものについては売却というふうな方向。あと、近所で例えば何かの業者さんがいて、ここ貸してくれといったようなときには貸すなりして、その土地の有効利用を図ると。市として土地を持っているだけだと、当然固定資産税入りませんので、民間の方が土地を持っているということは当然固定資産税にもなるし、貸すにしても借地料が入るというふうなことで、土地の有効活用ということで、事業もしておりますけれども、少しずつやっているということで、結果として1,900万円については給食センターの跡地が売れた金が現金ということになったというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 売却だ、土地貸し付けだって、どうやって売却するのだから漠然としている。わからないのです。ただ、文化村、野殿にあるとかそういう話はわかるのだけれども、どうやって売るので。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 土地開発基金で持っている土地についても、現在いろいろな目的に使用して

いる土地ももちろんございます。長期間そういった使用見込みのない土地、そういう土地につきましては、今年度も行政改革のほうで土地の有効活用ということで、何件か入札をかけて土地を売っているというようなこともありますので、そういったことも含めまして有効活用を図っていきたいということで、今回条例の廃止というようなことで上げさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 鈴木さん。

○委員（鈴木 聡君） これからの話、売却するにはどういう方法をとって、市民に知らせるとか、これからの話だね、処分の仕方は。そこらがわからない。

○委員長（榎戸甲子夫君） 坂入部長。

○企画部長（坂入龍一君） 済みません、処分の仕方はこれからでございます。今年度もう既にやっておりますので、そういうふうな方向で来年度以降も進めていきたいということでございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） この14億何がしかのお金、土地だよな。何筆で、どれだけの平米あるのだ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 今現在、土地の筆数といたしましては109筆でございます。

（「平米は」と呼ぶ者あり）

○財政課長（海老澤布美男君） （続）平米が12万3,257平米。

（「もう一度ゆっくり」と呼ぶ者あり）

○財政課長（海老澤布美男君） （続）12万3,257平米。12.3ヘクタール。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 明野庁舎の開庁式、給食センターのあの土地、買いたい人があったらほかへあげるというのだけれども、あそこへ明野支所を建てれば一番よかった。何回も言ったのだけれども。

（「売れちゃいました」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） （続）もう売ってしまったの。

（「はい。それが1,900万」と呼ぶ者あり）

○委員（赤城正徳君） （続）売れたのなら平米あたりはどのくらいの単価で売ったのだ。

○委員長（榎戸甲子夫君） 海老澤課長。

○財政課長（海老澤布美男君） 平米単価で4,222円でございます。面積が4,500平米。

（「買い主は」と呼ぶ者あり）

○企画部長（坂入龍一君） （続）買い主は、隣のカセツリース株式会社という会社でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） これより議案第19号の採決をいたします。

議案第19号「筑西市土地開発基金条例の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の所管について審査を終わります。

ここで執行部の入れかえをお願いします。

〔企画部退室。税務部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では、税務部の所管に入ります。

議案第20号「筑西市税条例等の一部改正について」審査をしていきたいと存じます。

それでは、角田課税課長、説明をお願いします。

○課税課長（角田明規君） それでは、お手元の資料の議案20号をごらんになっていただきたいと思ひます。1 ページ目が条例の一部改正になります。2 ページからが筑西市税条例等の一部を改正する条例の一部改正になります。9 ページありますので、お手元のこちらの両面つづりの資料でご説明したいと思ひます。

1 ページの上段、筑西市税条例の改正概要についてでございます。1 段目、初めに、特定非営利活動促進法の一部改正による法人の名称変更によるものでございます。「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と変更するものでございます。

続きまして、2 段目、これは軽自動車税の減免規定の創設でございます。今まで軽自動車税については減免規定がございませんでしたので、災害等により災害を受けた場合について車両が減免できないような状況になっていましたので、この条例によって災害車両も減免になるということです。

3 段目、身体障害者に対する減免についても、身体障害者本人を介護するための車、これについては18歳未満の方が適用になっていましたが、年齢条項を外すということで、減免の適用範囲を拡大したものでございます。

最後、第4段目の改正条例の附則でございます。これは、消費税延長に伴いまして、個人住民税における住宅ローンの控除制度の延長を改正するものです。適用期限を、現行の平成41年度までのものを2年間延長し、平成43年度までとするものでございます。

こちらから筑西市税条例等の一部を改正する条例の概要ですけれども、何項目かありますが、これについては消費税延長に伴う軽自動車税及び法人市民税の改正でございます。説明のほうは省略したいと思います。

以上です。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑なし。

では、これより議案第20号の採決をいたします。

議案第20号「筑西市税条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で税務部の所管についての審査を終わります。

ここで執行部の入れかえをお願いします。お疲れさまでした。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（榎戸甲子夫君） では次に、市民環境部所管の審査に入ります。

初めに、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について説明を願います。

では、市民課、中島市民課長、お願いいたします。

○市民課長（中島真一君） 議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち市民環境部市民課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費でございます。款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業、金額829万1,000円につきまして繰越明許をお願いするものでございます。個人番号カードの発行につきましては、全額国庫負担で事業を行っておりますが、12月20日付で総務省より繰越明許の通知が参りましたことから、全国の市町村において同様の措置を行うものでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 状況どうなっているのです。繰越明許。

○市民課長（中島真一君） まず、平成27年度、国の予算等が761億円ございました。国の目標としたその予算額が2,500万枚といった目標を掲げたわけですが、現在国の2,500万枚に対しまして、1月31日現在、国のほうでは1,360万枚ということで、約半分しかいっていないと。そういったことで、予算のほうも使っていないので、平成28年度につきましては繰越明許といった形になります。

（「我が市は」と呼ぶ者あり）

○市民課長（中島真一君） （続）筑西市につきましては、1月31日現在で9,334枚の申請で8.7%になります。ちなみに、茨城県では10.4%でございます。

○委員長（榎戸甲子夫君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上で質疑を終結いたします。

次に、環境課からの説明を願います。

須藤環境課長。

○環境課長（須藤昌則君） 着座にて失礼させていただきます。議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書24ページ、25ページをお開き願います。歳出でございます。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ・し尿処理費でございます。説明欄をごらんください。筑西広域市町村圏事務組合参画事業、19負担金補助及び交付金でございます。筑西広域市町村圏事務組合環境センターの運営にかかわる分賦金で、職員の人事異動に伴い、関係経費が生じたために107万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を終結いたします。

次に、防災安全課からの説明を願います。

谷嶋防災安全課長。

○防災安全課長（谷嶋利男君） それでは、議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち、防災安全課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

まず、8、9ページをお開き願います。第3表、地方債補正、1、変更でございます。上から8行目の消防施設整備事業（防火貯水槽）の限度額を910万円から640万円に、9行目の消防施設整備事業（消防車庫）の限度額を970万円から660万円に、10行目の消防施設整備事業（ポンプ車）の限度額を3,250万円から3,030万円にそれぞれ減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記述のとおりで変更はございません。詳細につきましては、歳入でご説明申し上げます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。最初に、款15国庫支出金、項3委託金、目2総務費委託金、節1総務管理費委託金、説明欄の4、自衛官募集事務委託金3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、市では自衛隊法第97条に基づき、国からの法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務を行っております。事業の財源でございますが、歳入としまして、国庫支出金の自衛官募集事務委託金を前年度の4万9,000円より3,000円増の5万2,000円を見込んでおりましたが、配分額が5万5,000円に確定したことにより増額するものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目9節1消防債、説明欄の2、消防施設整備事業債（防火貯水槽）270万円、4、消防施設整備事業債（消防車庫）310万円、5、消防施設整備事業債（ポンプ車）220万円、合わせて800万円の減額補正をお願いするものでございます。これら事業債につきましては、地方債の補正にもございましたが、口戸地内の防火貯水槽設置工事費、消防団第36分団の消防車庫及び詰所新築工事が入札により確定したため、差額を減額するものでございます。また、消防ポンプ車4車両の整備費が確定したため、差額を減額するものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。3の歳出でございます。最初に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11需用費、説明欄の自衛官募集事務でございますが、3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、筑西市への配分額が5万5,000円に確定したことによりまして、事業費を増額するものでございます。

次に、28、29ページをお開き願います。款9項1消防費、目3消防施設費、節15工事請負費、説明欄中段の消防施設整備事業（消火栓・防火貯水槽等）でございますが、886万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、歳入でご説明申し上げましたとおり、年次計画において整備を進めております消防団の第36分団の消防車庫及び詰所の新築工事と口戸地内に設置しました防火貯水槽の工事、消防施設整備事業債の事業額確定により減額するものでございます。

次に、節18備品購入費、説明欄下段の消防ポンプ車等整備事業でございますが、494万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、年次計画によりまして、更新配備を進めております購入後20年を経過しました消防ポンプ車、第2分団、第19分団、第22分団、第34分団、計4分団の4車両及び動力噴霧機10台分の事業額確定により減額するものでございます。

最後に、節19負担金補助及び交付金、説明欄上段の消防施設管理費でございますが、286万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、水道管の単独布設工事及び石綿管更新事業にあわせまして、初期消火並びに延焼防止のため消火栓の新規設置及びつけかえ設置を進めているところでございます。平成28年度当初見込みました施工費よりも、現場での施工量がふえたことに伴いまして、工事費が不足することになります。水道事業会計への負担金増額によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、これより議案第6号の採決をいたします。

議案第6号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第7号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号「筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の全部改正について」審査をいただきます。

では、須藤環境課長、説明を願います。

○環境課長（須藤昌則君） 議案第21号「筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の全部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正の目的についてご説明いたします。現在、土地の埋め立て等につきましては、平成17年に施行された筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき指導を行っております。しかし、環境汚染が懸念される土砂等の埋め立てが後を絶ちません。さらには、東京オリンピック関連工事からの残土の発生が見込まれ、事業の増加が予想されることから、悪質な事案の発生を抑制し、環境保全を目的に行為者に対する指導を強化するため、条例の改正を行うものです。

次に、改正内容についてご説明いたします。今回の改正は、章構成を設け、構成の見直しを行ったこと、条文の追加や表現の変更を見直したことから全部改正となっておりますが、主な改正事項は土地の埋め立て等の許可要件に関する改正であります。土地の埋め立て等の適用範囲の変更、埋め立て等に使用される土砂等の規制、申請者の欠格事項の新設でございます。

それでは、主な改正事項についてご説明いたします。議案書3ページをごらんください。条例第7条第2項第1号では、適用範囲について改正を行っております。現条例では、500平方メートル以上5,000平方メートル未満の土砂の埋め立て等について適用し、申請を求めています。申請が必要となる面積の下限値を撤廃し、5,000平方メートル未満といたしました。このことにより、500平方メートル未満の小規模

な事業につきましても行為者を指導することが可能になり、施工基準や土質の基準を遵守させることで、災害や環境汚染を防ぐことが可能になります。このことにより、あらゆる土砂の持ち込み行為が規制の対象となりますが、公共的団体が行う土地の埋め立て、都市計画法等他の法令の規定による許可にかかわる埋め立て、自己の居住の建築等は条例施行規則に適用除外を設ける予定でございます。

次に、同じページ、第7条第2項第3号では、土砂等の発生場所に関する事項を設けております。茨城県内及び隣接市の区域において発生した土砂等で、発生場所から事業区域に直接搬入されるものとしたしました。これは、土地の埋め立て等の事業を行うに当たっては、茨城県内でも土砂の確保が容易だと考えられ、遠方で発生した不適切な土砂の持ち込みを防止するためのものがございます。しかしながら、事業者が所有する土地等から埋め立て等に適切な土砂等が確保できることも考えられることから、ただし書きで特例を設けることとしたしました。

次に、同じページ、条例第7条第2項第4号では、土地の埋め立て等に使用できる土砂等について、改良土の規制を設けました。土にセメント、石灰等を混合し、化学的に安定処理したものを改良土といいます。汚泥等を処理したものも含まれ、処理が適正に行われなかった場合、周囲の環境に悪影響を及ぼす可能性があります。このような事態を事前に防止するため、改良土の使用を全面的に禁止いたしました。

次に、同じページ、条例第7条第2項第5号では、土壌汚染を判断する成分及び区域について追加いたしました。現条例では、盛り土等に使用できる土砂等の基準を環境基準に準じておりますが、酸性やアルカリ性を判断する基準がないことから、その基準を設けました。また、事業区域に対して土地の状況についての規制がないことから、その基準を追加いたしました。事業区域の土地の状況検査を行うことにより、いつの時点で汚染されたかを確認し、他の法令による規制や指導等が必要かどうかの判断ができるようになります。

次に、第7条第2項第9号では、これまでは事業を申請し、施工する者に対して特に規制がありませんでした。今回、申請者、施工者に欠格事項を設けました。欠格事項を設けることにより、申請の段階で事業を適切に行うことができるかどうかを確認し、不適切と認める者には事業を行わせないことができるようになります。以上が主な改正事項でございます。

施行につきましては、平成29年6月1日を予定してございます。よろしく申し上げます。

○委員長（榎戸甲子夫君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（榎戸甲子夫君） では、これより議案第21号の採決をいたします。

議案第21号「筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の全部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の所管について審査を終わります。

執行部は退出願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（榎戸甲子夫君） 以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 0時 3分